

平成26年第1回尾張旭市環境審議会会議録

1 開催日時

平成26年3月18日(火)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 12時15分

2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎3階 講堂1

3 出席委員

伊豆原 浩二、松本 壮一郎、市川 弘、橘 昭久、森田 政宏、石原 彰、
松原 圭子、浦野 達朗、千石 要、高橋 賢一、松岡 里枝 11名

4 欠席委員

木村 修 1名

5 傍聴者数

なし

6 出席した事務局職員

環境課長 伊藤 成人、環境課長補佐 山下 昭彦、環境課副主幹 山崎 力

7 報告事項

- (1) 平成26年度重点取り組み事項について
- (2) 尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて
- (3) その他

8 会議の要旨

環境課長	<p>定刻となりましたので、ただいまから「平成26年第1回尾張旭市環境審議会」を開催させていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、旭小学校校長の木村委員がご欠席でございますので、委員12名のうち11名の方が出席され、尾張旭市環境審議会規則第3条第2項に規定する過半数の出席を得ており、会議は有効に成立しておりますので、まずもってご報告させていただきます。</p> <p>以上の出席者により、本日の審議会を進めてまいりたいと思いますので、なにとぞよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に移らせていただきたいと思います。進行につきましては、当審議会の議長であります会長の伊豆原様をお願いしたいと存じます。よろしく願いします。</p> <p>本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、お手元の会議次第に従い進めさせていただきます。</p>

本日は、事務局からも説明がありましたが、前回のよう「諮問」に対する「答申」について審議する場ではなく、事務局からの報告事項に対してご意見を頂戴する場、皆さまからの様々なアイデアを出していただく会でございますので、ぜひ、気楽な形で意見交換などができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第に従い、進めさせていただきます。まず報告事項の1、「平成26年度重点取り組み事項について」、事務局から説明願います。気楽に発言していただきたいと思っております。

環境課長補佐

それでは、「平成26年度重点取り組み事項について」ご説明させていただきます。

来年度は、前回ご審議いただいた「年次報告書」で「×」と評価された指標を中心に、少しでも成果の向上を図るため、22の事業を「主な取り組み項目」として進めてまいりたいと考えております。

最初に「施策1-1 環境教育・環境学習を進める」につきましては、「環境問題に関心をもって自ら学んでいる市民割合」の数値が悪化しているところでございます。既にいくつかの環境学習に関する講座や事業を、行政だけでなく市民団体や事業者の皆さんによって開催されているところではございますが、それぞれがバラバラで開催され、一般の市民の皆さんが参加しにくい状況があるのではないかと、このことで、ここにいらっしゃる高橋委員からのご提案に基づき、「(仮称)環境学習推進協議会」を設立したいと考えております。

具体的には、「環境学習・環境教育を効果的に推し進めるため、市環境課と学校教育部門、環境活動を展開する市民団体や愛知県森林公園などによる協議会を設立し、子どもから大人までを対象とした各種事業の実施方法や、連携方策などについて検討」していきたいと考えているところでございます。なお、その際には、委員の皆様方にもご協力いただくことがあるかと思いますが、なにとぞよろしくお願いいたします。

次に、「施策1-2 環境保全活動を進める」につきましては、「環境保全活動等に参加している市民団体数」や「環境保全活動参加者数」が伸び悩んでいるところでございます。環境保全のためには、やはり市民の皆さんに意識していただくことが不可欠となりますので、先ほどの「環境学習」の件も含め、このことについては、今後最も重要な事項になると考えられるところでございます。このため、「環境関連の市実施事業の統括・周知」としまして、市の関係各部署がそれぞれ実施している事業をまとめてメニュー化し、ひと目で

分かるようにして広くこれを提示することで、市民の方がより参加しやすい形へと見直していきたいと考えております。

また、それぞれの事業の連携を図るため、愛知県が実施する「環境学習スタンプラリー講座」にも参加し、講座を受講する際に押すスタンプを集めると、景品と交換できるような仕組みを構築するとともに、前回の審議会でご案内しました、今年11月に名古屋市で開催される「ESDユネスコ世界会議」のイベントにおいても、本市のブースを出展することなどによって、市外の皆さんにも本市の環境を知っていただくように取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今年は環境学習に関連する世界会議が開催される年でありますので、これをチャンスとして捉え、様々なことに取り組んでまいりたいと考えております。

次に「施策2-1 ごみを減らす」につきましては、今年度、市民の皆さんとともに策定しました「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に掲げた事項を推進していくことで、ごみの減量につなげてまいりたいと考えており、具体的には「(仮称)循環型社会推進会議」を立ち上げ、対応策の検討などを進めていくことを予定しております。なお、この計画の詳細については、後ほど改めてご説明させていただきます。

また、次の「施策2-2 ごみを生かす」につきましては、これまでもリサイクルやリユースに関する事業を実施しているところでございますが、来年度は新たに「放置自転車の再使用」に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて「施策2-3 ごみを適正に処理する」につきましては、「不法投棄」や「違法な焼却」が後を絶たない状況にあるため、ごみの持ち去りや不法投棄に関するパトロールと指導を、市職員はもちろん、本市で雇用しております「環境保全指導員」、そして一般市民の方による「環境パトロールボランティア」によって定期的を実施し、できる限り未然に防ぐような形で取り組んでまいりたいと考えております。

次に「施策3-1 地球温暖化を防ぐ」につきましては、消防署に太陽光発電設備を設置し、非常時に対応できる体制の整備を進めてまいりたいと考えております。また、各地で取り組まれております公共施設の屋根を民間企業へ貸し出し、太陽光発電を実施する「屋根貸し事業」についても、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、来年度は、市が現在保有する公用車としては、初めて電気

自動車を購入するとともに、一般の方が無料で充電できる「充電スタンド」も、近隣自治体に先駆けて設置し、低公害車の利用促進につなげてまいりたいと考えております。

続いて「施策4-1 緑と水辺を守る」につきましては、まず都市公園を3箇所整備するとともに、同じく3箇所の設計を実施する予定でございます。

また、「ため池」に関することとしましては、濁池の環境保全を図るため、散策路の整備を進めることとしております。

次に「施策5-1 安全で健康な暮らしを守る」につきましては、PM2.5への対応を迅速に進めるため、市内に観測所を新たに設置する予定であり、また、周辺環境に悪影響を及ぼす「空き家」への対応策についても、新たに検討を進めていく予定でございます。

また、河川水質の向上に関連することとしましては、3名の主婦の方に委嘱している「生活排水クリーン推進員」の活動を活性化し、家庭でできる浄化対策資料を近隣住民や各種会合で配布又は説明できるような仕組みを構築することで、生活排水の改善に向け、草の根的な活動を展開してまいりたいと考えております。

最後に「施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる」につきましては、飼い犬や飼い猫による「ふん害」や「騒音」などを抑制するため、「地域ねこ活動」、つまり野良猫に避妊等の手術を施すことによって、これ以上増えないようにし、一代限りの命を全うするまで、その地域で衛生的に管理する活動、を実施する市民団体を支援するため、新たに補助制度を開始し、さらに動物保護管理センターと共同で、「犬のしつけ教室」を開催したいと考えております。

以上が、来年度新規で実施する事項でございました。続いて、今年度から引き続き実施する事項についてご説明させていただきます。

まず「施策2-1 ごみを減らす」に関する事業として、生ごみ堆肥化の推進や資源ごみ回収団体の活動奨励を引き続き実施する予定でございます。

また、「施策3-1 地球温暖化を防ぐ」につきましては、住宅用太陽光発電システム設置費の補助を継続して実施し、次の「施策3-2 地球規模の問題に取り組む」については、今年度と同様、緑のカーテン事業を広く市民の皆さんに実施していただく予定でございます。

続いて「施策4-1 緑と水辺を守る」のうち、「民有緑地」に関することとしましては、公共用地ではないため、なかなか簡単に緑化を進めることができないところではありますが、「民有地緑化事

業」というものを平成24年度から開始し、駐車場や空き地、屋上などの緑化に係る経費の、一部を補助する制度を継続して実施する予定でございます。なお、この制度は、あまり普及していないようにございますが、ご自宅の庭に植樹する場合も補助対象となるようにございますので、皆様方におかれましても、もし機会がありましたら、ぜひご活用いただければと思います。

また、農地に関することとしましては、田んぼアートなどを実施することで、市民の皆さんの農地や農業への関心を高めていただき、次の「施策4-2 緑に親しむ」につきましては、矢田川散歩道の整備を進めるとともに、市民参加によって河川敷への植樹も実施する予定でございます。

続いて「施策4-3 生き物に配慮する」につきましては、アライグマなどの外来種の駆除を進めるとともに、引き続きここにおられる浦野委員のお力をお借りしながら吉賀池湿地の保全に取り組んでまいりたいと思います。なお、その吉賀池の件につきましては、新たに保全に係るボランティアを募集し、広く市民の皆さんに参加いただけるような機会作りを進めていく予定でございます。

次に「施策5-1 安全で健康な暮らしを守る」のうち、公共下水道に関することとしましては、白鳳地区などの污水管渠の整備を進め、最後の「施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる」については、引き続き土地区画整理事業や幹線道路の補修に取り組むこととしております。

以上、来年度の重点取り組み事項についてご説明してまいりましたが、これらの事業の実施によって、直ちに状況が大幅に改善されるものではないかもしれません。しかし、少しでも前に進むような形へとつなげていきたいと考えておりますが、委員の皆さんがご承知の先進的な事例や、違った視点でのアプローチなどがありましたら、ぜひお教えいただけると幸いです。説明は以上でございます。

議 長

ただいま事務局から、「平成26年度重点取り組み事項について」の報告がありました。このことについてご意見やご質問などはありませんか。

皆さんのこれまでのご経験や、お勤め先での実際の取り組み内容などを踏まえ、これらの事項を進めるに当たってのアドバイスなどがありましたら、ぜひともご披露していただきたいと思っております。

千石委員

主な取り組み項目の「16 外来生物の駆除」についてですが、市では具体的にどのようなことを行っているのですか、教えてください。

環境課長補佐

市では、アライグマ、ハクビシンが市内に出没した際には檻を設

	<p>置し、専門業者に処理をしていただくといった事業を実施しております。</p> <p>植物の外来種に関しても、通報がありましたら除去する活動を行っております。本年度実績はありませんが、以前は「オオキンケイギク」の除去を行った実績があります。</p>
浦野委員	<p>吉賀池に出没するアライグマについて、檻ではなかなかつかまらない状況になってきています。檻の設置以外でつかまえる方法がありましたら教えてください。</p> <p>また、吉賀池に生息する生物の生態系についても変化してきているように感じます。</p> <p>環境の変化について、吉賀池に生息する生物の変化をチェックすることによって何か今後の対策等が考えられるのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>アライグマ等の外来生物の対策についても、情報を集めて検討するよう事務局にお願いをします。</p>
環境課長	<p>調査しておきます。</p>
松原委員	<p>主な取り組み項目「18 空き家対策」についてですが、近隣に壊れかけの空き家があり竹藪のようになっている場所があります。</p> <p>このような空き家の対策について、市の考え方を教えてください。</p>
環境課長	<p>環境課にも空き家についての苦情は入ってきています。空き家は防災面、防犯面、環境面といったすべての問題が集中しており対応が難しい問題となっており、今年度は、空き家に関する会議を立ち上げ、情報交換を行っております。</p> <p>本来ならば空き家がなくなるのが一番いいと思いますが、土地所有者との関係で非常に難しい問題となっています。</p> <p>行政で代執行をしているような先進的な自治体の事例もあり、全庁的な対策を進めていこうと考えています。</p>
議長	<p>空き家問題は、早急な対策が必要な課題であると思います。早めの対応を検討していただきたいと思います。</p> <p>行政としては、民地の問題でもあり対応は難しいと思いますが、来年度予算では、事前検討の予算が付いているとの事でもあり、早急な把握、検討を考えてほしいと思います。</p>
高橋委員	<p>主な取り組み項目「1（仮称）環境学習推進協議会の設立」についてですが、この事業についてどのような会にしていきたいと考えているのか教えてください。</p>
環境課長補佐	<p>環境学習、環境教育を積極的に進めていくために、子どものうちから環境に対して理解を深めてほしいと考えており、特に学校教育部門と連携を図りながら、例えば、出前講座といった形で、単なる</p>

	<p>テキストではなく、具体的な事例をもって説明できる「身になる講座」ができるような事業を実施していきたいと考えています。</p> <p>また、愛知県の森林公園と連携して、大人から子どもまでを巻き込んで興味を持っていただけるような事業も実施できないかと考えています。</p>
高橋委員	<p>この事業は非常に意味のある事業であり、積極的に他の市町村に先駆けて行う必要があると思います。特に小中学校への働きかけは重要だと思います。</p> <p>行政として、早急な実施は難しいと思いますが、非常にいい事業だと思いますので、早く立ち上げて実施し、中身を修正しながら進めていくといった方法を取ってはどうかでしょうか。</p>
環境課長補佐	<p>ただちに、前に進めていけるかどうか分かりませんが、まず会を立ち上げ、進めていく事から始めていきたいと思います。</p>
環境課長	<p>森林公園の活用は今後積極的に行う必要があると考えており、その意味も含めて、環境学習推進協議会の中で併せて事業を行うことができればいいと思っております。</p>
議長	<p>できるだけ早めに立ち上げて、小さなことでもいいから進めていくといった市の姿勢を見せてほしいと思います。</p>
森田委員	<p>主な取り組みの「10 緑のカーテン事業」についてですが、豊川市は「緑のカーテン事業」を積極的に進めており、自分の勤めている会社の豊川事業所が市長賞を受賞した事例があります。</p> <p>環境活動について、様々な賞を設けて実施し、評価を受ければ、参加者も次はがんばろうといった意気込みに繋がります。</p> <p>緑のカーテン事業に限らず様々な事業についても、競い合わせ、評価する制度をうまく作ればモチベーションの向上や環境活動参加者の増加に繋がるのではないかと思います。</p>
議長	<p>森田委員のおっしゃるとおり、そのような評価制度をいくつか作っていくといことは大切な事ではないかと思います。</p>
松岡委員	<p>主な取り組み項目「20 生活排水クリーン推進員」についてですが、生活排水の事の説明だけだとなかなか人も集まりにくく、実施する側も大変だと思うのですが、市の料理教室の時などに併せて、行えば分かりやすく効果的に実施できるのではないのでしょうか。</p> <p>また、学校の調理実習の時とかに併せて行うことができれば、今後持続していくのではないかと思います。</p>
橋委員	<p>主な取り組み事項「9 電気自動車の購入」についてですが、電気自動車や電機スタンドの設置について、今後市が補助制度を行うといったような考え方について教えてください。</p>
環境課長補佐	<p>市で電気自動車等を購入されたかたへの補助制度などについて、</p>

	<p>今のところ考えておりませんが、愛知県では充電インフラ整備についての計画があり、その中で充電スタンドの設置が急務とされています。</p> <p>その関係もあり、まずは市として公共施設に充電スタンドを設置するとともに、併せて電気自動車も導入し、市民の皆さまに環境に対する意識を持っていただくことから進めていきたいと考えております。</p>
議 長	<p>充電スタンドの設置について、尾張部は進んでいないと思います。豊田市では、その面では一步進んでおり、一度現地を見る機会があれば、参考になるのではないかと思います。</p>
森田委員	<p>民間事業者も行政との協力体制を図る体制づくりが出来てきています。行政も民間をどんどん活用していけばいいと思います。</p>
議 長	<p>推進協議会に民間の事業所のかたに入らせていただいてもいいのではないかと思います。</p> <p>他に、ご意見やご助言はございませんか。</p> <p>皆さまから大変良いご意見やお知恵を頂きましたので、これらを踏まえながら、来年度事務局には鋭意取り組んでもらいたいと思います。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、何かとお世話になる委員の皆さまもおられるようですので、皆さままでご協力いただき、良い事業としていきたいと思います。なにとぞご尽力賜りますようお願いいたします。</p> <p>それでは続いて、報告事項の2、「尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて」に移らせていただきたいと思います。</p> <p>環境基本計画の中間見直しについては、その方針の内容を前回の審議会において、ご審議をいただきましたが、その際に頂戴したご意見を踏まえて、昨年10月に審議会から市長へ答申したところであります。</p> <p>今回は、その後の状況について、報告を受けるとともに、事務局が作成した「基本的な考え方」の案に対し、ご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、事務局から説明願います。</p>
環境課長補佐	<p>それでは「尾張旭市環境基本計画の中間見直しについて」ご説明させていただきます。</p> <p>ただいま会長からご説明がありましたとおり、前回の審議会で、その方針についてご審議を賜り、その結果をまとめ「中間見直しにあたっては、外部環境の変化や近隣自治体の動向などを十分に踏まえながら進められたい」として市長へ答申しております。</p>

審議会終了後、ご指摘いただいた部分を修正し、市長を委員長とする「環境管理委員会」で再度審議を行った結果、昨年11月25日に正式決定したところでございます。おかげをもちまして、原案どおり決定され、現在議会で審議中ではありますが、委員の皆様方に後押しをしていただいたことが効を奏しまして、来年度の中間見直しに係る予算についても、ほぼ認められる見通しとなっております。

続いて、前回の審議会でご頂戴したご意見に基づき作成した「中間見直しの基本的な考え方」についてご説明いたします。

前回の審議会では、現状分析の重要性や内部環境、そして外部環境の変化の把握の必要性、また、業者に委託する前に基本的な考え方をまとめるべき、とのご意見を頂戴したところでございます。事実、4月早々に業者選定を進めていく予定でございますが、その際に提示する条件としても必要なものでございますので、ご指摘いただきましたとおり、今回これをまとめたところでございます。

まず「見直しの目的」としましては、環境基本計画の計画期間の中間年次である平成25年度が過ぎ、その間の施策ごとの成果の動向や目標達成状況などといった進捗状況を確認するとともに、計画策定時からの社会経済情勢の変化などを勘案すると、計画の内容に見直しが必要な部分が生じている。こうしたことを踏まえ、「第1部 環境基本計画の策定について」の「5 計画の期間」において、「本市を取り巻く環境、社会情勢の変化や科学技術の進歩、上位計画である総合計画の策定や見直し等に応じ、必要な場合は施策や指標の見直し等の適切な対応を図る」としているため、必要部分についての見直しを行うものとする。としております。

続いて、その「見直しの基本的な考え方」でございます。今回は、中間年次における見直しでありますので、計画の骨格である「望ましい環境像」や「分野別目標」、「施策の体系」の部分については、基本的に当初計画の内容を継承しつつ、計画全体の進捗状況や目標の達成状況、計画策定後の外部環境や内部環境の変化などを踏まえ、「市、市民・市民団体、事業者の取り組み」の部分について部分的な見直しを行うものとする。としております。

具体的には、第1部「環境基本計画の策定について」から、第3部第4章の「着実な推進」までで構成されているうちの、「第3部 環境基本計画」の部分の「1 望ましい環境像」については、計画を策定した当時、市民の皆さんとともに長期的な視点で設定したものであるため、今回の見直しの対象外とするということでございます。

また、「第2章 市、市民・市民団体、事業者の取り組み」の部分

については、これまでの進捗状況等や外部環境、内部環境の変化に基づき見直すものとし、この結果に基づき、「2 分野別目標」と「3 施策の体系」についても、必要に応じて見直すというものでございます。

なお、ただいまの内容を「分野別目標」と「施策の体系」を対象として、改めて説明いたしますと、「望ましい環境像」である「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」は見直しの対象外とし、3 3 項目の「指標」や「具体的な取り組み内容」を今回見直し、そしてその結果に応じて、5つの「分野別目標」と12の「施策」を見直すというものでございます。

続いて「見直しの背景と方針」についてでございます。まず今回の「見直しの背景」としましては、3点を掲げております。

1点目「これまでの進捗状況等に基づく見直し」としまして、「当初計画の進捗状況や評価結果、推進体制の変化に基づき、内容の見直しを行うものとする」としております。

次に、2点目「外部環境の変化に基づく見直し」においては、環境施策を取り巻く状況の変化として、「人口減少・超高齢社会の進行に伴うエネルギー消費量の増加」、そして「国際的な枠組み構築、例えばCO2削減に関する国際的な枠組みなどが構築されたことに伴う、地球温暖化対策や生物多様性保全などに対する積極的な取組の推進」、また「資源制約の強まりや経済・社会のグリーン化、東日本大震災による影響に伴う省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの導入推進」や、「愛知万博やCOP10の開催理念・成果の継承。ESDユネスコ世界会議の開催に伴う持続可能な社会を担う「人づくり」の促進」、最後に「上記の変化に伴う市民や事業者の意識の変化」があり、こうした外部環境の変化を踏まえて見直しを行うものとして考えております。

そして最後の3点目「内部環境の変化に基づく見直し」においては、行政内部の環境の変化として、後ほどご説明いたしますが、「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」を将来の都市像として平成26年3月に策定予定の「第五次総合計画」との関係性を整理」すること。また「平成24年に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」や、今年策定予定の「第四次愛知県環境基本計画」などの上位計画との関係性を整理」すること。最後に「当初計画を策定した以降に策定又は改訂された本市の「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」との関係性を整理」することがあり、こうしたことを踏まえて見直しを行うものとして考えております。

続いて「見直しの方針」でございますが、次の3つの観点を掲げております。

まず「分野横断的アプローチ」としまして、環境に関わる分野だけでなく、広い視点で最新の上位・関連計画との整合性を確保すること。そして「分野別アプローチ」としまして、現在設定している全ての指標の点検・評価の結果を踏まえ、必要箇所の見直しを実施すること。最後に「その他」としまして、外部環境の変化等を踏まえ、新たな課題に対応した追加・見直しを実施すること。以上を「見直しの方針」として位置づけてまいりたいと考えております。

次に「見直し後の計画の計画期間」でございます。現在の計画は平成19年3月に策定され、平成35年度までの約15年間の計画としておりますが、今回の見直し内容を反映させたものについては、来年、平成27年度から35年度までの9年間を計画期間とし、第五次総合計画の前期期間が満了する平成30年度を新たな中間年度とし、必要に応じて再度内容の見直しを行うものとしたいと考えております。

続いて「見直し後の計画の構成」でございます。今回は「中間見直し」という位置付けから、再度全ての事項を掲載した形で、改めて計画を作成するのではなく、「見直しの趣旨、背景、考え方」と、当初計画のうちで見直しが必要な「第3部 環境基本計画」、そして新たに実施する市民意識調査等を掲載する「資料編」で構成し、それ以外の部分は当初の計画の内容を適用し、当初計画の章番号を踏襲した構成にするものとしたいと考えております。

次に「どういった場合に見直しをするのか」の判断基準でございます。まず「継続的に取り組む場合」そして「新規で追加する場合」でございますが、当然のことながら「継続的に取り組むべき内容であること。ただし情勢の変化等によって表現の一部を変更することも可能」とすることとしたいと考えております。

また「実現可能な取り組み内容であること」、「緊急性を有すること」、そして「可能な限り客観的データで評価出来ること」、「一つの取り組みが複合的な効果をもたらすこと」と判断されるものについては、「継続的に取り組む場合」又は「新規で追加する場合」に該当するものとして見直してまいりたいと考えております。

一方、場合によっては「取り組み項目を除外する場合」も考えられるところでございますが、これについては、「既に十分な取り組みが推進されていること」そして「社会情勢や環境に対する価値観の変化によって、現状にそぐわないこと」と判断されるものについては、その「項目を除外する」こととしたいと考えております。

最後に、今後の見直しにあたっての体制でございますが、ご覧の図のような形で進めてまいりたいと考えております。

まず市長から当審議会に対し、見直しに関する諮問をさせていただき、最終的な審議結果を答申していただくこととしたいと考えております。

なお、その審議会で審議する内容につきましては、今後、市民や事業者を対象として実施する予定の意識調査結果などを踏まえ、左側の「庁内体制」にありますとおり、環境課とコンサルタント業者が、関係各課が保有する計画やデータなどに基づき原案を作成し、これを課長級職員で構成する「環境基本計画推進会議」や幹部職員で構成する「環境管理委員会」であらかじめ議論したものを、当審議会へご提示する予定でございます。

また、最終的な結果を取りまとめる前には、これを市民の方に公表し、ご意見をいただく「パブリックコメント」の機会も設定する予定でございます。

以上、ざっとした形ではございますが、中間見直しに係る基本的な考え方についてご説明させていただきました。

なお最後に、先ほど「内部環境の見直し」の際に申し上げました、本市の最上位計画にあたる総合計画、今回は第五次総合計画となりますが、その案についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、計画期間は平成26年度から35年度までの10年間とし、「みんなで支えあう 緑と元気あふれる 住みよいまち 尾張旭」を将来の都市像としております。

続いて「計画策定の背景」としましては、「人口減少時代の到来と少子高齢化の進行」、「社会のつながりの変化」、「子どもを取り巻く社会環境の変化」、「市民との協働・共助社会づくり」、「安全・安心への意識の高まり」、「環境問題の深刻化」、「地方分権改革の進展」の7項目が掲げられ、先ほど申し上げた「外部環境の変化」の内容と、ほぼ同じ内容となっております。

そのうち「(6) 環境問題の深刻化」の部分においては、「地球規模で様々な環境問題が顕在化しています。環境問題に対する意識の高まりのなか、市民一人ひとりが、自然環境と共生する視点に立って、生活様式などについて工夫を重ね、自然への負荷の少ない社会をめざすことが求められています」としております。

続いて「尾張旭市の現状」としまして、本市の人口は平成32年度まで増加が進み、その後は緩やかな減少が見込まれ、その一方で高齢化率は増加が続くものとしております。

また「(2) 財政状況の推移」としましては、「社会保障費等の

義務的経費が増加し、施設の老朽化対策などに多額の財源が必要となることを見込まれ、より一層効率的で効果的な財政運営が求められている」としております。

次に「市の施策に対する満足度・重要度」についての市民意向調査結果をまとめたものでございますが、小中学校などの教育環境や防犯対策、自然環境保全などで満足度が高くなったほか、防災対策、高齢者福祉、子育て支援などで重要度が高くなっている、としております。

続いて「第3章 計画人口」では、「全国的な人口減少が進むなか、本市においては、平成32年度まで人口増加が進むとみられており、その後は緩やかに減少していくことを見込まれている」なお「人口減少は、財政に大きな影響を与えることから、将来の都市像に定める「住みよいまち」をめざし、主に子育て世代の流入により、定住者の増加を図り、社会動態を増加に転じさせる」とし、平成35年度の計画人口を8万4千人、また中間年次である平成30年度の計画人口を8万3千人としております。

また、「第4章 土地利用構想」においては、将来の土地利用を大きく「住居系」、「商業系」、「工業系」、「農業系」、「公園・緑地系」の5つの区分に分け、それぞれの面積割合は大きく変えることなく、各区分の魅力を高める利用をめざし、恵まれた自然環境と調和のとれた秩序あるまちづくりに向けて、土地利用の誘導に努めるものとしております。

最後に、これらを実現するための政策の内容についてでございます。環境に関することとしまして、「政策5 環境と調和したまちづくり」において、「環境問題が深刻化するなか、資源循環型社会の形成を図るほか、地球温暖化対策や再生可能エネルギーの利活用による低炭素社会の実現、生活衛生環境の向上などに市を挙げて取り組む必要がある」、「本市の貴重な財産である身近な緑・水辺環境を次世代に引き継ぐとともに、この財産を最大限に活かしながら、環境と共生した持続可能な社会を構築することが求められている」ことが課題として掲げられ、このことに対し、「誰もが住みよいと感じるまちの基本は、快適に暮らすことができる環境」であること。「市民・事業者・行政が一体となり、環境負荷の少ない持続可能な環境づくりに向け、ごみの発生抑制や資源化、再使用の推進を図り、資源循環型社会の実現をめざす」こと。「環境に対する負荷を軽減し、低炭素社会を実現するため、地球環境にやさしい生活を推進する」こと。そして「うるおいのある緑と水辺環境の保全や創出に、市民と行政が協力して取り組むとともに、快適で衛生的な生活を営むことがで

きる環境整備に努めることで、環境と共生したまちづくりを進める」としているところでございます。

以上、新しい総合計画の概要についてご説明させていただきましたが、人口減少に関することや地域コミュニティの活性化、そして東日本大震災をきっかけとした防災に関するところが、これまでの計画と大きく異なっている部分となっているところでございます。

また、内部環境変化のもう一つの要素である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の概要についても、ここで簡単にご説明させていただきたいと思います。

この計画は、昨年度から2年間にわたって市民の皆さんとともに作成してきたものでございまして、環境基本計画の「ごみのないまちづくり」の部分を、さらに詳細にまとめたものでございます。

市民の皆さんの多大なるご協力によって、ごみの排出量は年々減少しているところでございますが、ごみの資源化につきましては、残念ながら目標に達していないところでございます。こうしたことから、「発生抑制」と「資源化」、そして「適正処理」の3点が課題とされたところでございます。

そこで、新たな計画においては、数値目標を見直すとともに、これを実現するため、3つの基本方針と11の基本施策を設定したところでございます。

以上、関連計画の概要についてご説明させていただきましたが、今後これらの内容を踏まえながら、中間見直し作業を進めていくこととなりますので、本日のところは、計画の存在についてご承知おきいただきければと思います。

以上、説明が大変長くなってしまいましたが、本日は、「中間見直しの基本的な考え方」の内容に対し、追加すべき事項や修正すべき事項などといったアドバイスを、ぜひ皆様方から頂戴したいと思いますので、なにとぞよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から、「平成26年度重点取り組み事項について」の報告がありました。このことについてご意見やご質問などはありませんでしょうか。

皆さんのこれまでのご経験や、お勤め先での実際の取り組み内容などを踏まえ、これらの事項を進めるに当たってのアドバイスなどがありましたら、ぜひともご披露していただきたいと思います。

石原委員

分野別目標の中に「5 暮らしやすい快適なまちづくり」という項目があります。交通アクセスの問題ですが、尾張旭市の南北へのアクセスが充実していないように感じています。

	<p>民間と連携して、市全体の交通アクセスが良くなるように検討していただけるといいように思います。</p>
千石委員	<p>民有緑地面積についてですが、毎日のように減っていつているように感じています。</p> <p>緑を市の財産と言える尾張旭市としては、ある程度規制をかけるといったような政策を検討してみたいかがでしょうか。</p>
松本委員	<p>一般的に市の外周部分の緑はある程度残っていく傾向にあります。が、皆さんが住んでいる周辺、身近な緑が減っていくことが今後の重要な問題だと思います。</p> <p>そのためには、今ある緑地を市が買い上げるといったような積極的な政策をしていかないと緑地の保全是難しくなっています。</p> <p>現実、尾張旭市では10年や20年前と比べると緑は減少しています。また、都市計画や総合計画で緑を守ることを取り入れるのではなく、環境計画の中でしっかり緑を守る事を取り入れていくというのが最近の動きになっています。</p> <p>環境計画の内容を充実させ、都市計画に代わるものにしていく事が、今後重要になってくると考えます。</p> <p>つまり、環境計画があつて総合計画があるようなイメージがあつてもいいのではないかと思います。</p>
千石委員	<p>尾張旭市の緑の多くが県有林だと思います。</p> <p>県有林が減少していくのは問題であり、県有林を残すように市から働きかけるような対策を考えてはどうでしょうか。</p>
石原委員	<p>県有林だけでなく、宅地の緑も減少しています。</p> <p>宅地の面積が小さくなり、宅地の中に緑を作る面積がなくなってきました。</p> <p>一定面積の緑地保全といったような、何か歯止めがきくような方策を考えてはどうでしょうか。</p>
松本委員	<p>宅地開発や緑地化といった規制は地区計画で定める事ができます。尾張旭市には地区計画はあまりないのでしょうか。</p>
環境課長	<p>尾張旭市では以前から地区計画について先進的に進めており、現在は9箇所あります。</p>
松本委員	<p>地区計画は規制がかかるのではなく、土地の価値を高めるものであると考え方を変えていかないといけないと思います。</p>
議長	<p>今後は、何か緑地を守る手法を考えていかないといけないと思います。また、生産緑地の対策も考える必要があると思います。</p>
浦野委員	<p>近隣住民からの、害虫、落ち葉等の苦情などにより緑が減っていくようなケースもあります。</p> <p>住民の緑地に対する考え方が変わってきているのも問題だと思います。</p>

	ます。
森田委員	<p>少数のクレーマーの発言で動かざるを得ない体制が行政にはあるように感じます。</p> <p>1人の意見ではなく全体の事を考えて物事を判断できるように、時には厳しく撥ねつけれるような体制が必要だと思います。</p> <p>何も言わない人たちの意見も尊重すべきではないでしょうか。</p>
議 長	<p>自治会や町内会等へ、緑を活用する問題提起をすることや、ある程度人が手をいれなければ緑は守れないといったことを皆さんが理解し、それを行うためにはどうしたらいいか、それを行うための制度や体制を整えていく事が今後重要になってくると思います。</p>
石原委員	<p>環境基本計画というものが、正直わかりにくいもののように思います。</p> <p>もう少し市の価値を高めていくためのストーリーといったものが全面に出るような、もう少し分かりやすいコンセプトのようなものがあると皆さんに伝わっていいのではないのでしょうか。</p>
松本委員	<p>環境基本計画の中で重要なのは、生活環境だと思います。自然環境の面を押しだしてしまうと、中身が大きなものになってしまい、ぼやけた計画になってしまうと思います。</p>
環境課長	<p>市長も「シティセールス」という事で、まちをPRすることを積極的に進めております。</p> <p>環境課は環境の面で様々なPRをしていく事が重要だと考えております。</p>
高橋委員	<p>今までの話の中で、やはり環境学習協議会を早く立ち上げ、実施し、底辺から環境に対する意識を底上げしていく事が重要だと思います。</p> <p>企業も学校も含めて環境意識を高めていくことが今後に繋がっていくと思います。</p>
市川委員	<p>森林公園の利用者が最近伸び悩んでいます。</p> <p>今後は利用者を増やしていくことを積極的に考えていかなければならないと思っています。</p> <p>ただし、施設の老朽化対策も重要な課題となってきています。</p> <p>また、県有林に対する樹木の落ち葉等の苦情も近年は多くなってきておりこれも問題になってきています。</p>
議 長	<p>今までの委員の皆さんの意見や、様々な問題を考えていくためには、審議会はもちろんですが、推進会議のようなものを立ち上げ議論していく場を作り、多くの知恵を出していくのもいいのではないかと思います。</p> <p>今回の審議会では皆さまから大変良いご意見をたくさん頂きまし</p>

た。ただいま頂いたご意見やアドバイスなどを踏まえながら、この「基本的な考え方」を整理し直し、実際の作業へとつなげていくものとしたと思います。

事務局は大変だと思いますがよろしく願いいたします。

それでは以上で、本日の議題は全て終了しました。

最後に会議次第の3、「その他」について事務局から説明してください。

環境課長

本日は、多数の貴重なご意見やご助言を賜り、誠にありがとうございました。皆様方から頂戴したご助言等をもとに、4月以降、各種の事業を進めていくとともに、環境基本計画の中間見直しについても、準備を進めてまいりたいと思います。

それでは「その他」といたしまして、次回「第2回環境審議会」のご案内をさせていただきます。

来年度、平成26年度につきましては、ただいま報告させていただきましたとおり、環境基本計画の中間見直しを進めるため、例年よりも多く審議会を開催させていただき予定でございます。このため委員の皆様方におかれましては、いろいろとご負担をおかけすることになりますが、なにとぞご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、この中間見直しにあたりましては、前回と同様、市長からの諮問をさせていただきこととなりますが、次回は、これに基づく第1回目の審議会となります。

今後、見直し作業に係る支援業者をプロポーザル方式、つまり金額の多寡によって選定する入札方式ではなく、業者から提出された企画提案書の内容に基づき選定する方式で決定し、基礎的な調査と市民意識調査の準備を進めていく予定でございます、このため次回は、その意識調査を実施する前の5月頃に、その内容などを議題として開催したいと考えております。事務局からは、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、次回の審議会は、5月ごろに開催されるとのことであります。皆さんお忙しい中かと思いますが、ご協力くださるようお願いいたします。

また、来年度はいつもより多く審議会を開催させていただきこととなります。こちらにつきましても、なにとぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、平成26年第1回尾張旭市環境審議会を閉会といたします。皆さん長時間にわたり大変お疲れ様でした。